

## 海老名市生産緑地地区指定基準・細目適合確認シート

この確認シートは、申出する農地等が指定基準に適合しているかについて確認していただくものです。

Q1	所有者	市
1 著しい急傾斜のがけ地や極端な不整形地等ではない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
2 一団の農地等で面積が 300 m <sup>2</sup> 以上の区域である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
2-1 (2)で「いいえ」を選択した場合) 次の全てに該当する農地等である ・100 m <sup>2</sup> 以上の農地等が複数あり、合計で 300 m <sup>2</sup> 以上の区域となる ・各農地等の距離が 250m以下である ・同一の所有者により管理されている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
3 幅員 4 m以上の公道に 2 m以上接している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
4 農地等の所有者など利害関係人全員の同意を得ている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>

Q2	所有者	市
1 都市計画法の認可等が行われている道路・公園等の区域である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
2 農地転用の届出がされている又は、過去に生産緑地地区に指定されていた土地である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
3 公道に接する部分のうち 2 mの範囲について、垣、柵、塀等を設置している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>
3-1 (3)で「はい」を選択した場合) 公道に接する部分のうち 2 mの範囲について、垣、柵、塀等を設置しているが、接道する道路面から高さ 0.6m未満である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>

Q3 次のいずれかの項目に該当している	所有者	市
1 市の個別計画に位置づけられている	—	<input type="checkbox"/>
2 既に指定されている生産緑地との一体化や整形化が図られる	—	<input type="checkbox"/>
3 街区公園に準ずる緑地効果が期待できる	—	<input type="checkbox"/>
4 延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から次のいずれかの効果が期待できる		
4-1 火災の延焼防止等の防災又は減災の効果が認められる	—	<input type="checkbox"/>
4-2 防災協力農地として登録されている	—	<input type="checkbox"/>
4-3 地域防災拠点や避難所に隣接している	—	<input type="checkbox"/>
4-4 土砂災害警戒区域内又はそれに隣接している	—	<input type="checkbox"/>

※生産緑地地区指定に係る事前調査依頼書とあわせて提出してください。

※市の確認欄については、提出後に市で確認をするために使用します。

## 海老名市生産緑地地区指定基準・細目適合確認シート

(生産緑地地区の指定について)

市街化区域内において適正に管理されている良好な農地等のうち、生産緑地法で定められた要件を満たし、市の基準に該当するものについて、都市計画の手続きを経て、生産緑地地区として指定しています。生産緑地地区の指定までの流れについては以下のとおりです。

- 1 土地所有者の方から「生産緑地地区指定に係る事前調査」の依頼をしていただき、生産緑地地区として指定可能な農地等であるかについて、指定基準をもとに現地調査等を実施し農地等の現況を確認します。
- 2 調査の結果、指定可能な農地等であると認められた農地等について、土地所有者から生産緑地地区の指定の申し出をいただきます。
- 3 土地所有者の方からの指定申出を受けて、関係権利者の同意を得た上で、市が都市計画決定の手続きを経て生産緑地地区として指定します。